

解雇理由の証明（法第22条第2項）

解雇の予告がされた日から退職の日までの間に、労働者が当該解雇の理由について証明書を請求したときは、使用者は遅滞なく、証明書を交付しなければなりません。

ただし、解雇の予告がされた日以後、労働者が当該解雇以外の事由により退職したときは、使用者は、その労働者の退職の日以後、この証明書を交付する必要はありません。

■解雇理由の証明

